

事務連絡
令和3年3月30日

各府省等担当官 御中

内閣官房行政改革推進本部事務局

各府省等において取り交わされた文書の公表について（依頼）

日頃より当事務局の業務に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

各府省等の行政運営等に関し取り交わされた文書については、行政の透明性の確保の観点から、昨年9月以降、その実態把握を行ってまいりましたが、その結果を踏まえ、今般、公表について、下記のとおり、考え方を整理いたしました。

各府省等におかれては、下記により、公表の取組を進めていただきますようお願いいたします。

記

1. 公表の目的

各府省等の行政運営等に関して取り交わされた文書を公表することにより、行政の透明性の確保を図る。

2. 公表の対象となる文書の範囲

各府省等（地方支分部局等を除く。）が取り交わした文書（※）のうち、①他府省等との間で取り交わしたものと及び②独立行政法人、地方公共団体、民間企業その他の団体との間で取り交わしたもののうち公表されていないものであって、令和3年4月1日時点で保有し、効力を有することについて当事者間の認識が一致しているものを公表の対象とする。

※ 「覚書」、「協定」等の名称如何を問わず、これに類するものを含むものとし、取り交わした者の役職は問わない。

ただし、以下に該当する文書については対象外とする。

ア 物品購入、役務提供等に関する契約、それに付随する文書

イ 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」における機密性3
情報を含む文書

ウ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 8 条の規定に該当する文書

（参考）行政機関の保有する情報の公開に関する法律
（行政文書の存否に関する情報）

第八条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

3. 公表の方法

各府省等は、上記 2. に該当する文書について、PDF 等の形式により、ホームページ上において公表するものとする。公表に際しては、文書の件名、取り交わした年月日等をホームページ上で明らかにするとともに、一覧性のある形（例えば、府省全体又は政策分野ごとなど）で公表すること。

文書の内容に、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 5 条に規定する不開示情報に該当する情報を含む場合には、同法第 6 条の規定（部分開示）の例により、当該文書を部分公表するものとする。具体的には、不開示情報が明らかにならないようにする（例えば、非公表部分が復元、判読されないよう被覆を施す等）とともに、部分公表（部分非公表）の範囲（量）が明確になるように公表を実施する必要があることに留意すること。

4. 公表の時期

各府省等は、令和 3 年 4 月 1 日時点で保有し、効力を有することについて当事者間の認識が一致している文書について、上記 3. により、同年 7 月中に公表を行うこととする。

また、それ以降については、少なくとも毎年度、公表内容の更新を行うこととする。